

## 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律の 施行状況に関する報告について

### 1 観察処分決定と当該処分の期間の更新

- 公安審査委員会は、平成12年1月、オウム真理教(以下「教団」という。)に対し、観察処分を決定。さらに、15年1月、18年1月及び21年1月、それぞれ当該処分の3年間の期間更新を決定。
- 公安調査庁長官は、警察庁長官の意見を聴取の上、23年11月28日、公安審査委員会に対し、当該処分の期間更新を請求(24年1月23日決定)。

### 2 観察処分の実施等

- 公安調査庁は、平成23年中、合計14回、教団の建物等延べ48か所に立入検査を実施。関係都道府県警察は、立入検査に際し立入先周辺の警戒警備を実施。
- 公安調査庁は、平成23年中、3か月ごとに教団から役職員及び構成員の氏名等の報告を受け、その内容を警察庁に通報。

### 3 教団の現状

#### 組織の概況

- 国内に信者数約1,500人(出家信者約400人、在家信者約1,100人)及び15都道府県に拠点施設32か所、ロシア連邦内に信者約140人及び数箇所の拠点施設をそれぞれ有する。
- 教団は、松本智津夫への絶対的帰依を明示的に強調する「Aleph(アレフ)」と、観察処分を免れるため松本の影響力の払拭を装いつつ、松本の実現することを目的として組織された「ひかりの輪」が中心。両集団とも、松本及び松本の説くオウム真理教の教義が共通の基盤。

#### 活動の概況

- 松本の影響力
  - ・ 松本の写真を施設内の修行道場の祭壇等に掲示
  - ・ 松本への絶対的帰依を求める文言を繰り返し唱和する修行を再開
- 閉鎖的・欺まんの体質
  - ・ 公安調査庁の立入検査に対し、公安調査官の保持していたビデオカメラを数回たたきなどして検査を妨害(出家信者を逮捕)
  - ・ 地下鉄サリン事件等一連の事件について松本の責任を社会に転嫁
- 資金及び信者獲得に向けた諸活動
  - ・ 集中セミナーで在家信者から高額な布施を徴収して資産を増加
  - ・ 大学生を装い大学構内で教団名を秘匿した勧誘ビラを無断で配布